

分類	種目	主な性能	障がい及び程度	上限額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で家族等の介護を要する者、難病患者で寝たきり状態にある者	154,000円	8年
	特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級以上で常時介護を必要とする者、難病患者で寝たきり状態にある者	19,600円	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級以上で常時介護を要する者または難病患者で自力排尿できないものであり、原則として学齢以上の年齢の者	67,000円	5年
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障がい度で家族等他人の介護を要する者	82,400円	5年
	体位変換器	介護者が障がい者の体位を変換させるの容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で家族等の要する者または難病患者で寝たきり状態にある者であり、原則として学齢以上の年齢の者	15,000円	5年
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあって、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上の者または難病患者で下肢又は体幹機能に障がいがある者であり、原則として3歳以上の者	159,000円	4年
	訓練いす(障がい児に限る)	原則として、付属のテーブルをつけるものとする	下肢又は体幹機能障がい単独1級または2級以上の者であり、原則として3歳以上の者	33,100円	5年
	訓練用ベット	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級または2級以上の者または難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者であり、原則として学齢以上の年齢の者	159,000円	8年
エアーマット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級の者または下肢又は体幹2級と上肢2級で総合等級1級であり、常時介護を要する者	82,400円	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障がいまたは難病患者であって入浴に介助を要する者であり、原則として3歳以上の者	90,000円	8年
	便器	洋式便器や手摺つき便器	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の者	34,650円	8年
			難病患者で常時介護を要する者	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)	8年
	T字状・棒状つえ	歩行を補助することができるもの	下肢又は体幹機能障がい、平行機能障がいの者	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(住宅改修を伴うものを除く)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有し、家屋内の移動等において介助を必要とする者であり、原則として3歳以上の者 難病患者で下肢が不自由な者	60,000円	8年
	頭部保護帽A	頭部を保護する機能を持つもの 頭部保護帽A 備考 スポンジ、革を主材料に製作されたもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい、療育手帳A又は精神障がい者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	15,700円	3年
	頭部保護帽B	頭部を保護する機能を持つもの 頭部保護帽B 備考 スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの		37,900円	
	特殊便器	温水温風を出し得るもの (住宅改修を伴うものを除く)	上肢障がい単独2級以上の者、又は療育手帳A所持者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢以上の者 難病患者で上肢機能に障がいのある者	151,200円	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	障がい等級2級以上又は療育手帳Aの者 (火災発生時の感知及び避難が著しく困難な世帯構成のものに限る)	15,500円	8年
	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化できるもの	障がい等級2級以上又は療育手帳Aの者または難病患者で必要性が認められる者(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な世帯構成のものに限る)	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい単独2級以上の者又は療育手帳Aの者で原則として18歳以上の者	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい単独2級以上の者で、原則として学齢以上の年齢の者	7,000円	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障がい単独2級以上で日常生活上必要と認められる者	87,400円	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい単独3級以上で、透析療法を行う者であり原則3歳以上の者	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器障がい者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障がい単独4級以上の者、又は全身性の重度肢体不自由者等で医師が必要と認めた者 難病患者で呼吸器機能に障がいのある者	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	障がい者が容易に使用できるもの	在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有する者	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有する者	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)			9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計(音声式)			15,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	次の①・②のいずれかの要件を満たしており、かつ、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者 ① 呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有する障がい者(児) ② ①と同程度の障がいを有する身体障がい者(児)であって、医師が必要と認めた者 難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	132,400円	5年
	非常用電源装置①～③のうちいずれか1種類のみ支給可能 ① 正弦波インバーター発電機 ② ポータブル電源(蓄電池) ③ DC/ACインバーター(カーインバーター) ※非常用電源の維持に要する経費(ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費、点検・整備費)は対象外	① 障がい者又は介護者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で動作する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの ② 障がい者又は介護者が容易に使用可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの ③ 障がい者又は介護者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	身体障がい者手帳所持者又は難病患者で、人工呼吸器、在宅酸素療法、電気式たん吸引器等、日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している者であり、医師が必要と認めた者	①120,000円 ②60,000円 ③30,000円	5年

分類	種目	主な性能	障がい及び程度	上限額	耐用年数
意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に交換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能障がい者であって、発声・発語に著しい障がい有する者であり、原則として学齢以上の年齢の者	98,800 円	5年
	情報・通信支援用具	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトであって、障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者が単独2級以上又は上肢機能障がい2級以上の者で、18歳以上の年齢の者	100,000 円	5年
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができ、音声出力が可能であり、入力した点字を音声で確認することができるもの	視覚障がい2級以上又は視覚障がい及び聴覚障がいの重複重度障がい(原則として視覚障がい2級及び聴覚障がい2級以上)であり、原則として学齢期以上の必要と認められる者	383,500 円	6年
	点字器(携帯用含む)	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者	10,400 円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者が単独2級以上の者(就労若しくは就学しているか、就労が見込まれる者)	63,100 円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	デジタル録音図書等の再生等が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者が単独2級以上の者で、原則以上の年齢の者	85,000 円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	SPコードに記録されている情報を読み取り、音声で聞くことができるもので視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者が単独2級以上の者で、原則以上の年齢の者	99,800 円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読み取ることが可能になる者であり、原則として学齢以上の年齢の者	198,000 円	8年
		アイパッド(拡大読書器の機能が搭載されたもの)		50,000 円	
	視覚障がい者用時計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者が単独2級以上の者	13,300 円	10年
	聴覚障がい者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	聴覚障がい者又は発音・発語に著しい障がい有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢以上の者	71,000 円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	字幕や手話通訳の映像をテレビ画面に出力する機能を有し、災害時の緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能なる者	88,900 円	6年
	人工喉頭	利用することにより発声が可能となるもの	音声・言語機能障がい者であって、人口喉頭により発声できるもの	70,100 円	5年
人工鼻	呼吸を加温・加湿する機能を有するもの(シャント発声を可能とするものも含む) ※人工鼻カセット接続器具及び接続機器と皮膚の接着剤・剥離剤を含む	音声・言語機能障がい者であって咽頭摘出している者	25,300 円	月額	
点字図書	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字図書と墨字図書の合計額		
音声キッチンスケール	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者であって、本装置によりグラム等を量ることが可能になる者であり、原則として学齢以上の年齢の者	29,400 円	5年	
排泄管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具及びサラン、ガーゼ等衛生用品)	ストマ代替品	ストーマ造設者で皮膚のびらん等によりストマ装着ができない者 高度の排尿、排便機能障がい者	12,000 円	月額
	蓄尿袋	身体に装着して排泄物をためる用具	ぼうこう機能障がい者	11,300 円	月額
	蓄便袋		直腸機能障がい者	8,600 円	月額
	収尿器	常時失禁状態にある者の収尿のための用具	ぼうこう機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい	8,500 円	1年
改修	居室生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(新築は対象外、ただし、被災して新築する時についてはこの限りではない。)	下肢、体幹機能障がい者または難病患者で下肢、体幹機能に障がいのある者で室内の移動が困難であるため、移動等を円滑にするための住宅改修が必要な者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい者が単独3級以上の者	200,000 円	原則1回